

年に1回は健診を受けましょう

健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641

集団健診・個別健診ともに予約が必要です。5月中旬に郵送したオレンジ色の封筒「令和4年度南島原市 健診のお知らせ」をご確認の上、受診してください。

●女性検診

実施日	場所	予約受付期間(土日を除く)
7月13日(水)	布津世紀の泉	6月14日~27日
7月17日(日)	口之津保健センター	6月16日~29日
8月1日(月)	北有馬保健センター	6月30日~7月13日



※日本乳癌健診学会が示したガイドライン「乳がん検診にあたっての新型コロナウイルス感染症への対応への対応の手引き」によると、新型コロナワクチンを接種した側の腋窩リンパ節の腫れが、乳がん検診の判定や診断に影響を及ぼす恐れがあるため、乳がん検診は、新型コロナワクチン接種前あるいは接種後6~10週間以上経過後の実施が推奨されています。

●集団健診

8月4日~10日 北有馬保健センター ●予約受付期間：7月5日~19日(土日祝日を除く)

予約受付

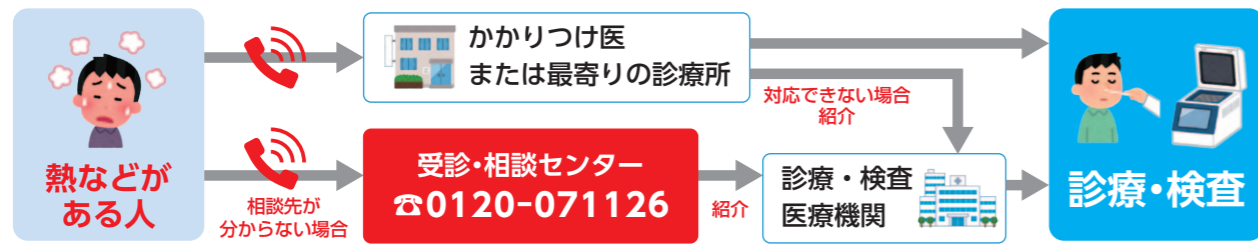
けんしん予約センター
☎0120-611-711

※集団健診、女性検診を希望する人は、予約受付期間中に電話予約をしてください。
※受診希望日の3日前までであれば、予約状況により予約ができる場合がありますので、けんしん予約センターにご確認ください。
※聴覚障がいの方は、福祉課にFAX(85-3142)をするか、手話通訳にご相談ください。
※個別健診を希望する人は、直接医療機関に電話で予約をしてください。

<お願い> 40~74歳の南島原市国民健康保険加入者で、勤務先で実施される健康診断を受診する場合は、健診結果のコピーを健康づくり課へご提供ください。

発熱などの症状がある人へ **まずは、電話でご相談ください**

適切な感染予防対策がとられた環境で安心して受診できるよう、予約受診など医療機関の指示に従いましょう。



●土日祝日を含む24時間、県内全域で対応しています。●保健師などの専門職が相談に応じ、「診療・検査医療機関」などを案内します。

新型コロナ関連 **人権相談窓口**

長崎県の新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や差別などの人権侵害に関する専門の相談窓口です。相談員が解決に向けたアドバイスや、内容に応じて関係機関へ対応を依頼します。

■相談窓口専用ダイヤル(長崎県庁内) ☎095-894-3184

平日：午前9時~午後5時45分(水曜日は午後8時まで)

※ご相談は、原則、電話でお願いします(相談料は無料、ただし通話料は自己負担)。

※ご来庁される場合は、あらかじめご連絡ください。聴覚に障がいのある人へは筆談で対応します。

【長崎県からのお願い】感染者や医療従事者、そのご家族への誹謗中傷などは、感染された人が行動歴を隠したりすることを助長し、さらなる感染拡大を招いてしまいます。また、医療体制の崩壊にもつながりかねません。お互いを思いやる心を持って、冷静な行動をお願いします。

令和4年6月から児童手当制度が一部変更になります

子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

0歳から15歳までの中学校修了前のお子さんを養育している人へ支給している児童手当について、児童手当法の改正により、令和4年6月から一部変更になります。

●変更点①…所得上限限度額が新たに創設

児童手当制度は、お子さんの父または母のうち前年の所得が高い方が受給者となります。

これまで、受給者の所得が下記の「①所得制限限度額」未満の場合、お子さんの年齢などに応じて、1人当たり月額1万円~1万5千円の「児童手当」が、また、受給者の所得が「①所得制限限度額」以上の場合、1人当たり月額5千円の「特例給付」が支給されていました。

令和4年10月支給分(6月~9月分)以降の特例給付について、受給者の所得が「①所得制限限度額」以上で「②所得上限限度額」未満の場合、これまでどおり、お子さん1人当たり月額5千円支給されます。

しかし、受給者の所得が「②所得上限限度額」以上の場合、児童手当を受けることができなくなります。

扶養親族等の人数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	744万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

●変更点②…現況届は原則提出不要

毎年6月1日時点におけるお子さんの養育状況や所得状況などの受給要件を確認するため、現況届を提出していましたが、今年度から原則として提出不要となります。ただし、以下のいずれかに該当する人は提出が必要です。

1. 配偶者からの暴力により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる人
2. 支給要件児童の住民票がない人
3. 離婚協議中で配偶者と別居と申請した人
4. 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
5. その他、南島原市から提出の案内があった人

6月4日~10日は「歯とお口の健康週間」です
~ いただきます 人生100年 歯と共に ~

健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641

むし歯と歯周病は、歯を失う二大原因です。本市は20歳以上で20本以上自分の歯を持っている人の割合が県内でも低く、生活習慣病の重症化やお口の衰え(オーラルフレイル)が懸念されます。

【むし歯や歯周病の早期発見・予防のためにできること】

- 規則正しい食生活
- 歯みがき
- 定期的な歯科健診の受診
- フッ化物の利用

※食べる力を維持するために、小さい頃からの口腔ケアをおすすめします。

【20歳からの歯周病予防健診】

指定歯科医院

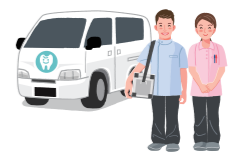
歯周組織検査、むし歯検査、ブラッシング指導

市内在住の昭和22年4月1日から平成15年3月31日までに生まれた人(75歳

の誕生日の前日までが対象で、現在、治療中や後期高齢者被保険者の人を除く)

※対象者へ受診券またはチラシを特定健診・がん検診受診券と一緒に送付しています。

歯科医師会からのお知らせ



訪問歯科診療のご相談は、下記までお問い合わせください。

南島原南高歯科医師会

訪問歯科地域連携室

☎0957-73-6480

●受付…午前10時~午後4時(月~金) ※祝日は除く